

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

	資料番号	1-0	担当課	農地・担い手対策室	
法令名	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法	根拠法令	72-4	不利益処分の種類	不用物件の収去命令
1 根拠規定					
(1) 旧農地法					
(売り渡した土地等の買戻)					
第七十二条 国は、第六十一条の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。					
一 前条の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなった場合					
二 前条の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなった場合					
三 前条の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合					
2 前項の規定による買収は、都道府県知事はその者に対し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。					
一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所					
二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容					
三 買収の期日					
四 対価					
五 対価の支払の方法（第四項で準用する第五十一条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）					
六 その他必要な事項					
3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一条の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。					
4 第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条から第五十五条までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。					
(不用物件の収去)					
第五十五条 国は、第四十四条の規定により買収した土地又は工作物の上にある物件の所有者又は占有者にその物件を収去すべき旨を命ずることができる。					
2 前項の規定による命令は、都道府県知事が農林水産省令で定める収去令書をその物件の所有者又は占有者に交付してしなければならない。					
3 第一項の物件で第四十八条第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあ					

つたものの所有者は、前項の規定による収去令書の交付があつた場合において、収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、その買収を請求することができる。

- 4 第五十条から第五十三条までの規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十八条第四項の期間が満了したとき（その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合又は第八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合には、第四十八条第五項又は第八十五条第五項の規定による諮問に対し都道府県農業会議から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき）は、」とあるのは、「第五十五条第三項の規定による請求があつたときは、」と読み替えるものとする。
- 5 国は、第一項の物件で第四十八条第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者又は占有者が同項の規定による命令に基く収去によつて損失を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(2) 旧農地法施行令

(不用物件の買収の請求)

第七条の二 法第五十五条第三項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収の請求は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した買収請求書を都道府県知事に提出してしなければならない。

(不用物件の収去による損失の補償)

第七条の三 法第五十五条第五項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した補償金交付請求書を、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出しなければならない。

(3) 旧農地法施行規則

(収去令書)

第三十条 法第五十五条第二項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める収去令書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 収去すべき物件の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所
- 二 収去すべき物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 収去を完了すべき期限
- 四 法第五十五条第三項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の請求をすることができる期間
- 五 その他必要な事項

(不用物件の買収の請求)

第三十一条 令第七条の二の買収請求書は、前条の収去令書に記載された同条第四号の期間内に都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 令第七条の二の規定により買収請求書を提出する場合には、前条の収去令書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

(不用物件の買収請求書の記載事項)

第三十一条の二 令第七条の二の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となる事由
- 四 その他参考となるべき事項

(損失補償金の交付手続等)

第三十二条 令第七条の三の補償金交付請求書は、第三十条の収去令書に記載された同条第三号の期限到来後六十日以内に提出しなければならない。

2 令第七条の三の規定により補償金交付請求書を提出する場合には、第三十条の収去令書の写しその他参考となるべき書類を添付しなければならない。

第三十二条の二 令第七条の三の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 収去した物件の種類、数量及び所在の場所
- 三 収去を完了した日
- 四 収去の方法
- 五 損失の見込額及びその算出の基礎
- 六 その他参考となるべき事項